平成２９年（フ）第２００号
三重県鈴鹿市平田１丁目９番１号　アバンハウスⅠ　Ａ602、前住所三重県鈴鹿市三日市南２丁目９番13号
破産者　米川　佳孝
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３号
滋賀県甲賀市土山町前野127番地
破産者　安井石油有限会社
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８２号
滋賀県甲賀市水口町八坂３番28号
破産者　合同会社Ｔｒｉｎｉｔｙ
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７３４号
広島市東区山根町23―16、住民票上の住所広島市安芸区船越５丁目４番19号
破産者　武田米穀店こと　山田　武嗣
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７５号
埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地（１―501）
破産者　阿部　孝志
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５０３号
埼玉県所沢市大字山口5354番地　西所沢椿峰ヒルズＡ―401
破産者　雨宮　純子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５１４号
埼玉県比企郡川島町大字中山1347番地５　メゾン・アーク202号室
破産者　高橋　正人
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２６号
埼玉県所沢市大字北秋津118番地の11
破産者　中島　史次
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６９号
神奈川県川崎市川崎区鋼管通４丁目17番２号京極運輸商事㈱　浜川崎寮　203、破産手続開始決定時の住所神奈川県伊勢原市岡崎6657番地の３
破産者　福澤　三徳
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４５９号
神奈川県秦野市弥生町３番30号　メゾン弥生102号
破産者　小松　勝雄（旧姓斎藤）
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４７３号
神奈川県厚木市愛甲１丁目12番16号　Ｓｕｎ　Ｉｋａｒｏｓ　Ｃｏｕｒｔ　103
破産者　東　　朋弥
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８７号
福岡県久留米市荒木町下荒木1047番地３
破産者　武藤優美枝
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２１９号
福岡県久留米市津福今町249番地84、前住所福岡県太宰府市青葉台４丁目20番13号
破産者　平田　牧子（旧姓岡部）
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第５１４号
北九州市八幡西区楠北２丁目７番20号、住民票上の住所福岡県久留米市城南町23番地２ファミール久留米城南802号
破産者　春畑　有児
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５１５号
福岡県中間市中鶴４丁目１番35号　アルカンシエルＤ102号
破産者　尾崎　貴子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２２号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄124番地
破産者　山崎　勝行
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１６３号
大分市大字皆春427番地の16
破産者　和田健一郎
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７１９号
札幌市中央区南８条西８丁目521番地24　サントスハイム302号
破産者　柴崎　茂美
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１８号
札幌市東区北20条東１丁目２番８―102号
破産者　佐々木　拡
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部